

総務建設常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成28年8月17日 午後 1時30分 開会 午後 2時49分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	片野哲生委員長 奥津勝子副委員長 玉虫志保実委員 高橋英俊委員 鈴木京子委員 渡辺順子委員 吉川重雄委員
4 傍聴議員	坂田よう子議員 竹内恵美子議員 関 威國議員 二宮加寿子議員 清田文雄議員 柴崎茂議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 仲手川政策総務部長 森田参事（地域総合戦略担当） 藤本政策課長 大槻総務課長 小林政策係長 常松公共施設主幹兼係長 岩崎産業環境部長 押野美化センター所長 曾根田副所長兼施設係長
6 職務のため出席した職員	局長 増尾 克治 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) 地方創生加速化交付金（2次募集分）の交付対象事業の決定（内示）について (2) 公用車による物損事故に伴う損害賠償について（国道1号歩道ガードパイプ及び距離標破損事故） (3) 福井県敦賀市民間最終処分場問題について (4) その他
8 その他	一般傍聴者 なし

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、皆さん、こんにちは。暑い中御苦勞さまでございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまの出席委員は 7 名全員でございます。それではこれより、総務建設常任委員会協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

ただいまのところ一般傍聴の希望はありませんが、希望があった場合、これを許可したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 御異議ないものと認めます。

初めに町側からあいさつをお願いいたします。

はいどうぞ。

○町長【中崎久雄君】 皆さんこんにちは。いま委員長から話ございましたが本当に暑い、急に暑くなりまして、9 月議会前の総務建設常任委員会協議会をお開きいただき、ありがとうございます。町からはお手元でございますが、議題といたしまして、三つございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい。ありがとうございます。

直ちに本日の会議に入ります。会議次第はお手元に配付したとおりでございます。本日は、議題が 3 件ありますので、よろしくをお願いいたします。

---

#### 議題 (1) 地方創生加速化交付金 (2 次募集分) の交付対象事業の決定

(内示) について

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 それではまず初めに、議題の (1) 「地方創生加速化交付金 (2 次募集分) の交付対象事業の決定 (内示) について」を議題といたします。

それでは送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

はいどうぞ。

○政策課政策係長【小林琢哉君】 政策課・小林です。

地方創生加速化交付金の交付対象事業の内示につきまして、御説明させていただきます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 長いようでしたらお座りください。

○政策課政策係長【小林琢哉君】 ありがとうございます。

それでは、説明資料の1ページ目をごらんください。

地方創生加速化交付金の二次募集分の交付対象事業の内示状況につきましては、第1次募集分における残額約94億円のうち約78億円の交付対象事業の内示がなされております。全国の自治体からの申請事業370件に対し、交付対象事業は342件、交付予定額は78億1,218万円となっております。

大磯町の状況につきましては、事業名を近現代の歴史舞台からの地域づくり事業としまして、4,381万5,000円の申請を行いました。国から交付金の対象として採択を受けた事業につきましては、こちら仮称になりますが、吉田茂展開催経費をはじめとする資料ピンク色の4事業で1,039万4,000円となります。今後の対応としましては、ピンク色の採択を受けました4事業は、本交付金を活用して事業を実施してまいります。不採択となりました7事業は、9月補正予算にて減額などの対応をする予定でおります。

具体的には、まず、歳入予算の交付金の額を6月補正予算時に申請額の4,381万5,000円で計上しておりますので、内示額の1,039万4,000円に減額します。そして、平成28年度当初予算に計上しております水色の4事業、こちらにつきましては、9月補正予算にて、当初予算計上時の財源内訳に変更する予定です。また、6月の補正予算で新たに計上した黄色の3事業こちらにつきましては、歳出予算を9月補正予算にて減額を行い、執行しません。実施する事業につきましては、平成28年度の当初予算で計上させていただいた水色の4事業と、今回採択を受けましたピンク色の4事業の計8事業となります。

続きまして、2ページ目をごらんください。今後のスケジュールになります。表の中段になりますが、8月2日に内閣府から内示額の提示を受けております。今後は減額の補正予算を9月議会定例会へ提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、地方創生加速化交付金の概要につきまして、参考として3ページ目4ページ目につけさせていただいております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 本議題は9月の議会定例会に提出が予定されておりますが、特に質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか。

(挙手者 なし)

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、ないようですので、質疑を終了します。

---

議題（２）公用車による物損事故に伴う損害賠償について

（国道１号歩道カードパイプ及び距離標破損事故）

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 続きまして、次の議題（２）「公用車による物損事故に伴う損害賠償について（国道１号歩道カードパイプ及び距離標破損事故）」を議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき担当課から説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○総務課公共施設再編担当主幹【常松 隆君】 総務課・常松です。

それでは、説明資料のほうに基づきまして、御説明をさせていただきます。

１ページをお開きください。事故概要になります。場所といたしましては、大磯町大磯1093付近、国道１号下りの歩道部になります。下に地図がございまして、ちょうど横浜銀行と新杵の前辺りの歩道部分になります。損傷物件としていたしましては、横断防止柵パネル、カードパイプといわれるパイプ状のガードレールのものになります。その支柱、距離標という形になります。被害者相手側になりますけれども、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所所長となります。事故車両ですけれども、公用車でございます。それと運転者につきましては学校教育課の職員でございます。

事故の経緯といたしましては、平成28年4月4日17時10分ころ、職員が運転する公用車が国道１号下り線を平塚方面から役場方面に走行中、照ヶ崎海岸入口の交差点手前で運転操作を誤り、歩道に設置してある横断防止柵に衝突した状況でございます。復旧等の状況ですけれども、横浜国道事務所の小田原市出張所が、事故当日に横断防止柵等の撤去を行いまして、平成28年の6月24日に復旧工事を実施し完了しております。対応方法といたしましては、損害物件の復旧費用は自動車損害共済保険全国自治協会のものになりますけれども、そちらで対応する旨を横浜国道事務所小田原市出張所に了解を得まして、平成28年7月15日に横浜国道事務所小田原出張所との間で示談が完了しております。上記において損害賠償の額を定めることについて、被害者に対して早急が賠償を行う必要があることから、専決処分として対応したものでございます。賠償金額といたしましては、計52万3,665円となります。その他といたしまして、運転者には、安全運転管理者から口頭注意を行い、全職員にも安全運転の注意喚起を行ってございます。事故概要につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 それではこれにつきましても、本議題は9月の議会定例会へ提出が予定されております。

特に質疑のある方は挙手をお願いします。

はいどうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 一つ質問いたします。この事故について、警察に届けたのかどうかまず一点。

それとですね、原因が何なのか。普通はあそこで、いまの場所の説明があって、ああいう所でこういう事故が起こるのが考えられない。たまたまね、歩行者とかそういった人身事故がなかったからいいですけども。でもことによれば、人身事故にもつながるようなことが、どうしてこういうふうなことになったか、その原因が全くない。ただ起こったってことだけで、原因がなんで起こったのか。平塚方面から来たと言ってるんですけども、平塚方面5時10分ですので、当然時間的には5時10分ですから、どこに行って、どういう形でこういうふうなことになって、きちっと原因がどうなったのかを教えていただきたいと思います。本会議で他の議員さんがあるかもしれませんが。一応そのことをそういうところをちょっとご説明いただけますか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、担当。

○総務課長【大槻直行君】 総務課・大槻でございます。お答えさせていただきます。

まず、2点いただきましたが1点目の警察への届け出でございますが、警察への届け出も即刻しております。

あと2点目の、事故原因でございますが、警察並びに私どものほうで本人から聞き取りを行いました。本人の記憶の中でやはりあいまいな部分がございます。運転操作を誤ったということぐらいしかはっきりし原因がわかりません。そのためうちのほうも、その後病院等で、脳波とかMRIの検査を受けるように指導いたしまして、その結果も特段病的なものが見つかった経緯はございません。以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 2点目の記憶の中で本人はないというのは、これすごい不安というか、それについて相当大的な疑問をありますよね。その辺の所はどうなってます。

それでこの車ですけども、この車は担当の事故を起こした職員というのは、どこの何年ぐらいの職員勤続年数何年ぐらいのものなのか、その辺のところと、記憶がなかったとい

うのはすごい心配ですよ。そういう記憶がなにかよそ見したとか何かそういうのであればいいんだけど、記憶がないというのはそれこそ、大事故も起こりますよ、はっきり言って。安全管理者はだれ。だれから口頭注意したの。どこの職員なのこの職員。その辺のところをもう一度、もう少し詳しく教えてください。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、担当。

○総務課長【大槻直行君】 総務課・大槻でございます。お答えさせています。

まず運転者でございますが、こちらの資料の事故概要の上から5段目の運転者のところに書いてございますけども、教育委員会学校教育課の職員で、係長職の職員でございます。在職年数は、たしか15年ぐらい、ちょっとすいません定かではございませんが、10年以上はある職員でございます。係長職の職員でございます。

それからもう1点、安全運転管理者はだれかということで、安全運転管理者は総務課長、私でございます。それとあと、その記憶がなかったということでございますが、本人のちょうど事故に至ったところの記憶が、あいまいな部分がありました。警察のほうからも何回か聞かれました。例えば、居眠りをしていたのか、よそ見をしていたのかとか、そういった部分でいろいろ聞かれた状況に私も立ち会いましたが、本人その部分も含めて、少し記憶が動転してなかったということで、うちのほうで念のため病院に行って診察を受けるようにというような指導をしてございます。以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 一番の問題はやっぱりあいまいで記憶がなかったというのは一番あれですよ、その辺のところ。15年の勤務の経験職員だということなんですけれど、この点のところはやっぱりもう少しあれしないとですね、一概にガードレールにぶつかったからいいというふうな内容じゃないですよ。普通はあそこの場所でそういう事故が起こるのはいり得ない。普通の運転をしている立場の人からすれば、あり得ないというふうな思いがあるんです。原因が分かっていたら一番いいんですけど、原因が分からないと一番心配ですよ、はっきり言って。その辺のところをもう少しやっぱりちゃんと詰めて、この車はね、車のなんていうのかな、整備等については問題なかったんですか。時々見ますけれど、ここの町の車は、どっかにぶつかったり、でこぼこしてたりして平気で走ってるような状況がたまたま見受けられますけども、この車の安全管理っていうのについて、これ教育委員会の職員だったというんですから、その分職員が車はことによったら乗ったら乗りっぱなし、翌日他の人が乗ると昨日のごみがそのまま残っていると

というような状況、私も実際経験していますからね。そういったところの安全管理とか車に対する整備点検というか、そういったものがすごく希薄になってんじゃないのかなということ、前々から私感じてんですよ。自分の車はすごくきれいに乗ってるのに、町の車になると、ごみはありっぱなし乗りっぱなし、ぶつけてもそのままというわけではないでしょうけど、そういうのが見受けられるんですよ。そうすると、車が汚れているというのは、ある面では車を運転しててもおろそかになるような感じいたします。その辺のところをもう一度ちゃんとしないと、度々起こったり、運転免許なしで車を運転してて平気にやっているとかいうふうなことになる、やっぱりこれ怠慢そのものだよ、はっきり言って。車の管理について、総務課がいま大槻課長が管理者というふうになってるけど、車を自分の課で使ったら必ずきっちと一回は掃除する、使った後すぐに。そのことを、履行しないと、やはりそういったところに結びつくよ、これ。原因があいまいだったなんてとんでもない話ですよ。その辺ところもう一度ちゃんと考えてください。どう思います。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○総務課長【大槻直行君】 総務課・大槻でございます。お答えさせていただきます。

いくつか御指摘いただきまして、私も吉川議長のお言葉に、耳が痛い部分ございますし、同意する部分も多々ございます。確かに吉川議長から、ある課の専用車の部分でそのような指摘を受けてということも私のほうに報告は上がってきてございます。

今回のこの事故につきましては、共用車でございますので、共用車管理は私共総務課のほうでございます。車のメンテナンス、あるいはその点検につきましても、必ず行ってございますので、まず共用車については、私どものほうでやっておりますので、その責任において問題はなかったというふうに思っております。また、専用車につきましても、一昨年来の色々な事件等を受けまして、各専用車の管理者でございます、その課の所属長のほうに徹底するように申してございますので、今回御指摘いただいた部分を含めまして、再度肝に命じまして、徹底するように今後行政幹部会議等を通じて、職員のほうに周知したいというふうに思っております。

それと事故の原因でございますが、こちらについては私も今回結果的に、第三者の方の被害がなかったことに関して、とても結果的には良かったというふうに思っておりますが、その事故原因につきまして、本人にいろいろ問い合わせをしても、なかなかそのちょうどその事故の発生のところだけちょっと記憶があいまいだった部分ございます。それを受けまして、先ほどらい申し上げましたとおり、病院にて、脳のほうの検査を2回ほどし

ていただいたような経緯もございます。これは推論でございますけれど、ちょうど4月の入学式前になりまして、業務的にかなり忙しかったような業務のちょうど時期だったと言うことも、担当課長からも報告を受けてございまして、何らかのそういった因果関係があったのかなというふうには想像はしてございますが、ちょっと本人のほうからはそういった部分であいまいな部分があったということで、運転操作のミスということで、報告をさせていただいているような状況でございますが、今後そういった体調管理も含めて、なお一層注意するように周知徹底を図りたいと思っております。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 教育委員会の職員だってわかって、私もちょっと教育委員会というのは、前々から残業が非常に多いんだよ、はっきり言って。係長クラスだったら特にそうだけでも、福祉と教育委員会って残業がすごく多くて、それこそ毎日のように10時11時ぐらいまで残業をやって、外のそこの海岸線のところを通ると、そういう場合もたびたびあるし、町民のほうからもそういうような、また11時ころまでまだ灯っていたよと、4階のところ。本当にそういうのが多いの。そういうところにも原因があると思いますよ、僕は。いつか人身事故とか大事故が起こって対応するというふうなことになって、大変なことになりますよ。一番いまの原因が、いま課長からも言われましたけど、記憶にないとか原因がわかってないというはすごく大変。4カ月も経っててその事故起こした者、まだ運転してるの。その辺のところすごく不安だよ、はっきり言って。もし起こった場合については、そういった場合で、横浜銀行のあのところでそんな事故、普通は考えられないよ、はっきり言って。そういう点からすると、すごく心配が、言ってみれば管理がちゃんとしてるかという、管理してるのは総務課が管理しているのはいいんだけど、乗った者が自分の車を乗ったものについて、きちっと掃除ぐらいしろよと、はっきり言って。そのくらいの意識がなければこういうことはたびたび起こるよ、はっきり言って。そういうことを私はすごく感じ取っていますので、どういうふうに今後やっていくかってことは、事故が起こってから対応するんじゃなくて、起こる前にこういうふうな記憶がないような人間が、まず乗ってるということになると、また起こるじゃないか。それはやっぱり夜の夜中まで残業毎日のようにやっているような対応してるところに問題が及んでいくというふうな影響が出ているんじゃないかと、私はそういうことを感ずるんですよ。その辺のところは教育委員会として対応はどういうふうに考えているのか。そういうところはもっと教育委員会の教育長もここに出させろよ、何で出てこないんだよ。その辺

のところ問題だぞ。はっきり言って。俺からすればそういうふうなところもちよつと聞きたいよ。安全管理者の問題じゃないよ、どっちかというところ。そういうところも含めて、もう少しきちとした対応しないと、夜のそれこそ残業がすごく何年もずうっと多いんだよ。はっきり言って。一向に改善されないじゃない、どっちかと言ったら。その辺のところを心配があるからこそ私はそういうふうに言っておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○政策総務部長【仲手川 孝君】 政策総務部長の仲手川です。

4月の頭というのは、どこの部署も忙しい時期。特に学校関係は入学も重なりまして、非常にいま議長より御指摘いただいたとおり、忙しい中にもさらに忙しい時期ということで、どうしてもやはり職員の体調管理、普段の業務管理よりも、この時期は忙しくなっていくのは、やはりやむを得ない部分はある。問題はそういった体調の悪い職員、もし今回の原因一因になったとすれば、そういう職員は公用車を運転させないとか、そういう部分はやはりそれぞれ所属長が様子を見ていただいてやっていく。やはり先だっているいろいろ民間の運送会社がいわゆる居眠り運転の関係で社員が事故起こして、これ責任問われてるといふ部分があります。これは行政でも町でも同じ問題でございますので、やはり体調管理も含めた公用車運転する場合の心構えというのを、きっちりこれはチェックするようにしたいと思います。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございませんか。なければ質疑を終了いたします。

---

### 議題（3）福井県敦賀市民間最終処分場問題について

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、次の議題の（3）「福井県敦賀市民間最終処分場問題について」を議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

はい。

○美化センター所長【押野祐二君】 こんにちは。美化センターの押野でございます。

福井県敦賀市民間最終処分場問題につきまして、お手元にお配りいたしました資料と正面のパワーポイントを使わせていただきまして、御説明をさせていただきます。

お手元の資料の1ページをお開きください。1番、キンキクリーンセンター問題とはに

なりますが、まず、キンキクリーンセンター株式会社は、福井県敦賀市檜曲地区にて管理型最終処分場で廃棄物の処分が行われておりました。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 長くなるようでありましたら、座って説明してください。

○美化センター所長【押野祐二君】 大変恐縮ではありますが、座って御説明させていただきます。

正面のスクリーンに福井県を示してございますが、赤く塗られたところがちょうど敦賀市になります。少しわかりにくいのではございますけれども、敦賀市の中の山間部に、このキンキクリーンセンターは位置してございました。赤くなっているところでございます。キンキクリーンセンターは昭和 62 年から管理型最終処分場の運営を行っておりましたが、平成 8 年ごろから平成 12 年までの間、福井県の許可を取らず処分場を増設いたしまして、許可容量を大幅に超える約 13 倍程度になります。廃棄物のほうを受け入れ、廃棄物の処分を行いました。

なお、この間になります。平成 9 年度には福井県は産業廃棄物の処分業の許可の更新を行ってございました。また無許可操業に気付いた福井県は、平成 12 年ごろ施設の使用停止などの行政処分を、また平成 13 年度には有害物質を含む浸出液がそばに流れてございませぬ、木の芽川というところに流出していることから、浸出液の適正管理や覆土工事などの措置命令を行いましたが、是正されませんでした。このため、生活環境保全上の観点から、福井県が代執行を行いまして、この代執行にかかりました経費を最終処分場の最終処分が完了するまで福井県敦賀市キンキクリーンセンターに搬入した団体などで負担していくというものでございます。

なお、この最終処分場に搬入した事業者は、多数の産業廃棄物業者と現在は 60 市町村一部事務組合で当初は 63 団体だったんですが、市町村合併等により 60 団体となっております。

スクリーンをごらんください。こちら福井県のホームページに掲載されておる内容ですが、この山間部のところで、この赤く塗られている、この場所がキンキクリーンセンターの全景というような形になってございます。

お手元の資料にお戻りいただきまして、2 番、代執行についてですが、2 回に分けて代執行のほうは行われてございます。

まず一つ目、応急対策でございませぬが、最終処分場から漏れ出している有害物質を含む

浸出水が木の芽川に流れ出てしまっていることへの応急対策といたしまして、浸出水削減対策木の芽川護岸漏水対策、浸出液処理施設の維持管理を実施しております。こちらの工事等にかかりました経費総額は、2億5,426万6,000円となっております。このうち費用負担の協力要請を受けまして、8万2,000円を、道義的責任等から平成18年4月17日付で支払いの方は行ってございます。

次に、二つ目、抜本対策でございます。平成18年度に実施設計等を組みまして、平成25年3月まで対策工事のほうを行ってまいりました。そして、最終処分場の廃止に向けまして、浸出液水処理施設の維持管理が引き続き行って、最終的に完了させていくというものになります。代執行に係る経費につきましては、まだ水処理施設の維持管理がまだ運営されてございますので、確定はしておりませんが、約100億円費用がかかってございます。

2ページのほうをごらんください。3番目に、本件との関係になります。不燃性粗大ごみの外部搬出と言うもので、それが持ち込まれたわけですが、当時大磯町美化センターのほうは、ごみ焼却施設がございまして、このごみ焼却施設で可燃ごみ等の焼却を行ってまいりましたが、この排ガス中のダイオキシンの濃度、こちらが基準を超えているということが判明してございました。これを受けまして、平成9年ごろプラスチック類は焼却しない方針を設けまして、ごみ処理を行うこととしたためによりまして、外部搬出が始まったというふうになります。そして、この外部搬出を行い始めた頃の平成10年度平成11年度、ちょうどキンキクリーンセンターが、無許可で処分場を増設していたころになります。不燃性粗大ごみ処理処分委託業務を町内業者でございます田中秀男商店に委託し、金属類などの有価物を取り除きまして、それ以外のプラスチックなどになりますが、こちらがキンキクリーンセンターへ運ばれたというような内容になります。なお、平成10年度は206トン、平成11年度は200トン、合計406トンがキンキクリーンセンターへ運ばれたということになります。

次に4、本町の課題の整理ということでございますが、まず手続上の問題になっておりますのが、一つ目、二つ目になります、(1)の敦賀市に対しまして、事前の協議を実施しなかったこと。二つ目の最終処分場の現地確認を実施しなかったことになります。こちらは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、この施行令第4条になるんですが、大磯町外で大磯町で発生いたしました一般廃棄物を処理処分するには、一般廃棄物の処理をしてもらう予定の施設がある自治体と事前に協議を行い、整った上で書類で事前通知を行わなければならないとなっております。本件の場合は、敦賀市が事前協議を行わなければいけな

い対象になりますが、こちらのほうを行ってございません。また1年以上通じて、今回は10年11年と2年になりますが、1年以上通じて同じ施設で処理を委託する場合、現地確認を行うこととなってございますが、こちらのほうにつきまして、これはキンキクリーンセンターの現地確認になりますが、こちらのほうも行ってないということから、廃棄物処理法の違反団体であるというふうになってございます。そのほかに三つ目の委託業者に対して、適正な処理処分を行うよう指導を行わなかったことや、四つ目一般廃棄物の中間処理最終処分場有する業者に委託しなかったことというのも、課題の一つになってございます。

次に、5番目、これまでの対応になります。まず一つ目の大磯町議会への報告と致しましては、まず、平成14年度、これは当時ございました大磯町廃プラ処理保管庫建設特別委員会という委員会ございまして、こちらのほうへ、本件の経過や廃棄物処理法違反問題などについて報告をさせていただきました。その後になりまして、議員全員協議会に対しましては、平成14年度から17年度にかけては、毎年本件の経過など報告を行わせていただきました。特に平成17年度につきましては、時期平成18年1月16日になりますが、この議員全員協議会中で、資料の(エ) 応急対策に伴う費用負担につきまして、支払いを行う旨の御説明の方を行ってございます。

3ページのほうをごらんください。二つ目の敦賀市への対応についてですが、いま申し上げました町議員全員協議会で御説明した上で、敦賀市に対しまして平成18年度当初予算に費用負担額である8万2,000円を計上させていただき、平成18年4月11日付で支払いをさせていただいてございます。次にイの抜本対策でございます。こちらのほうにつきましては、今後、費用負担の考え方根拠また支払いの完了時期こういったものが明らかになってない段階で、検討いたしまして対応していくという考え方から、支払いのほうは行ってはございません。今回この抜本対策に対する費用負担について、対策工事のほうは完了いたしまして、最終処分場の廃止に向け、水処理施設の維持管理を行っている段階まで来ましたので、負担について協議を行っていくというものにございます。

次に6、本件の関係する団体につきましては、正面スクリーンのほうをごらんいただければと思います。一般廃棄物をキンキクリーンセンターの方へ搬出した団体は、市町村合併によりまして、現在60市町村一部事務組合となっております。神奈川県内を見ますと、本町のほか、高座清掃施設組合、秦野市伊勢原市環境衛生組合の3団体が対象となっております。そのほか、関東地区におきましては、神奈川県を除きまして、茨城県・栃木県・

埼玉県・滋賀県の 16 団体、また、その他といたしまして地元の福井県をはじめといたしまして、東海近畿地区から岡山県までの 41 団体がキンキクリーセンターへの搬出のほうを行ってございました。いまから約 20 年近く前の平成 10 年 11 年の問題が、いま問題となっているということでございます。

お手数ですが、お手元資料 3 ページのほうをごらんください。7 番、本件の解決に向けてになります。

まず一つ目として、まず大磯町のほうのこれまでのスタンスでございます。廃棄物処理法の処理責任また手続き違反をしたこと等は認識しておりまして、既に応急対策分の支払いのほうも行ってございます。しかしながら、費用負担の割合の根拠、最終処分場の完了はいつになるのか、また先ほど申し上げましたが、廃棄物の受け入れを行ってございませませんが、浸出水の水処理施設の維持管理は行っていかなければなりませんので、まだいつまで支払いを続けなければならないのかなどが明らかになっていないことから、まだ支払いのほうは行ってございません。さらには、平成 26 年度こちらは 10 月 22 日になりますが、敦賀市が岡山県にございます津山圏域組合のほうを提訴いたしております。敦賀市のほうによりますと、この組合につきましては、平成 27 年末で解散すること、また搬入量が多い、そして負担を見込んでいた額が多いこと、また、この組合といたしましても、支払う根拠など等を司法判断を望んでいたということから、提訴したというふうに関及してございます。当然裁判結果の中で明らかになる点というものもございしますので、私どもといたしましても、裁判結果を踏まえ対応していくという方向で対応していきたいと考えてございます。

次に二つ目の敦賀市の方向性でございます。まず抜本対策に対する費用負担をしていない団体は、現在 31 ございます。これら団体のうち、協議しても解決が難しい団体とは裁判を行っていく。そして協議の場で解決できると判断できる団体とは協定書などを締結いたしまして、引き続き誠実に問題解決に向けまして協議を行っていくとしております。大磯町につきましては、協議の中で解決できる団体と位置づけられ、津山圏域組合との裁判結果等を見定めながら誠実に協議し解決していきたいという考えを持っていらっしゃいます。このため今後敦賀市と協定書を締結し、誠実に話し合いを継続していきたいと考えてございます。4 ページ 5 ページを見開いた形でごらんいただければと思います。敦賀市から送られてきましたのが協定書案になります。この本協定書の案の第 1 条では、廃棄物処理法の処理責任、これまで認識しているところの内容ではございますけども、改めて記載し費

用負担について表現をしております。第2条では、現在裁判中であります津山圏域組合こちらの裁判結果を尊重し、その上で敦賀市と協議をしていくという旨の内容が記載されております。そして第3条では、この第2条で行われている裁判の結果が出るまで、大磯町は提訴しない。そして第2条で引き続き協議をして、万が一合意形成が図れない場合は、その時改めて司法判断を求めていくというような内容になっております。5ページに移りまして、第4条ではこれは一般的なもので協定に定めがない事項疑義が生じた事項は、双方で協議して定めて、円満解決に努めていくというような内容でおります。

お手数ですがスクリーンをごらんください。町といたしましてはこの問題解決向けまして、敦賀市と協定書を締結し引き続き誠実に話し合いを続けてまいりたいと考えさせていただいております。そして、敦賀市からは当然ながら津山圏域との裁判の状況こちらのほうは入手していくのはもっともでございまして、当然でございまして、他の団体の動向も把握していきながら、対応をしっかりと考えていきたいというふうに考えております。本件は、大変慎重に対応していかなければならないと考えてございまして、今後につきましては、大磯町議会への報告、中間報告の方をこまめにさせていただきながら、対応のほうは精通にしていきたいと考えさせていただいております。以上で本資料の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

それではこれより質疑に入ります。質疑のある方挙手をお願いします。

はい、鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 いくつか質問します。まず、この一番最後に協定書案というのが示されているんですが、いま町側の考えとしては、この協定書を結ぶ時期、いつごろと考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えさせていただきます。

まず敦賀市とのこれまでの協議の中で、まず全団体につきましては、7月末をもって協定を締結し、今後対応していくというようなりミットが設けられてございました。しかしながら、大磯町におきましては、これまでの対応の内容だとか、私どものほうのこれまでのこの間今年度なってからの対応等を踏まえると、すぐには対応ができない。また、大磯町といたしましては、本議会のほうへ報告をさせていただかないと、協定は結べないという趣旨も御理解いただいた上で、時期は待っていただいているというような形になってご

ざいます。ですので、私どもだけというわけではないと思いますが、7月末というリミットを待っていただいて、この議会の方の報告を終わらしコンセンサスを得た中で、速やかに締結をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 これは協定書なので、議決案件ではないということでもいいと思うんですけど。私この廃プラの特別委員会に入りましたので、そこら辺のことは割合よく覚えております。それで町としてもですね、この2ページの4のところにあるように、町して手続を取らなかったことなど、町としてやっぱり責任を問われるということもあるので、結論から言えば、やはりちゃんと対応して納得できる負担金を考えて対応しなきゃいけないだろうと結論として考えています。それで2ページの(4)で、一般廃棄物の中間処理最終処分を有さない業者に委託したことと、これもう少し詳しく説明してもらえますか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えさせていただきます。

同じ2ページの3番の「本件との関係」の(2)平成10年度11年度分の廃棄物の搬入のところで、委託の内容が書いてございます。こちらは有限会社田中秀男商店のほうへ委託のほうを行いました。この田中秀男商店というところが、一般廃棄物の中間処理施設最終処分場を持っていない、くず鉄商というような扱いの事業者でございますので、こういった廃棄物処理の施設を有していない業者であったということで、ここに記載させていただきました。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 これはやはり当時の町のその法律の理解というのが非常に足りなかつただろうと思いますね。ここら辺はどうしてこういうことが起きてしまったのかとか、そこら辺はわかっているんでしょうか。要するに委託をしてはならない業者に委託をしてしまったということになるんですか、もう一度説明してください。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えさせていただきます。

まず平成10年11年に、この田中秀男商店委託いたしました。まず法律の理解が低かつたのではないかと、この辺につきましては、その部分はあつたのかなというふうに思っております。その当時、不燃性粗大ごみの中には金属を有するいうものがございましたので、

この金属を抜いてもらうというようなどころからの発想から、田中秀男商店のほうへお願いしたものではないかというふうに、いまは推測してございます。いずれにいたしましても、この法律をしっかりと理解し適正な処理をしてもらうためには、事前協議手続等をしていかなければならなかったところを考えますと、町としての理解度が低かったというふうに否めないというふうに認識してございます。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 あと3ページの解決に向けてというところなんですけれども、岡山県のあるこの衛生組合、ここは先ほどの説明で、支払い根拠を司法に問いたいということでした。ここは、結審したのか判決いつ出るのかとか、そこら辺はわかります。それが出てからいろいろこう中身に協定結んで、中身に入っていくんだと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

まず敦賀市と岡山圏域組合との裁判の状況でございますが、まだ口頭弁論が2回ほど行われたという段階でございますので、まだ福井地裁のほうに提訴しているんですが、まだ結論が出ていないという状況でございます。この敦賀市のほうに見込みのほう聞いてみたところ、来年ぐらいには、まず、地裁の内容が分かってくるのではないのかなというふうに推定をしているというにおっしゃっていますが、まだ確定している段階ではないので、定かではございません。当然ながら司法の方の判断を組合の方も求めていたというのも、やはりこの根拠というのが分かっていた。そういった部分があるので、そこら辺をしっかりと司法判断を求めて、その上で、市民に対しての説明責任を果たしていきたいというようなどころから、この方の提訴を受けたというか、訴訟の中で明らかにしていくというふうになっているというに聞き及んでおります。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 そうしますと、また協定書のほうにいきますけれど、第2条のところでのこの裁判結果を尊重するというふうにありますから、敦賀市としては、来年になってもそれはいいという考えでいるという事で、捉えていいんですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、担当。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

まず、この協定書でございますが、締結のリミットは7月末と先ほど申し上げました。

ただ大磯町の方の諸条件を踏まえて、待っていただいているということでございますので、町といたしましては速やかに締結していきたいというふうに思います。そして、締結をした中でこの第2条に記載されておりますが、津山圏域の組合との係争の訴訟の結果が出てからではなくて、結果が出る前からも、他の団体の動向とかは情報入手をしながら毎年のようにお話しはしていきたいというふうに、いま担当としては考えさせていただいております。そしてこの圏域との組合の結果、これが地裁で結審して、その後、上告等がなければいいんですが、高裁に上がるとか最高裁に上がっていくというようなところになった場合は、それまでは待ちますというふうに敦賀市のほうはお話しのほうをいただいているという状況でございます。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 1ページが一番下に、この代執行に係る経費が100億円で、敦賀市からの負担請求額は600万円っていうのは一応は出ていることは出ているようですけれども、結局このどういう根拠で600万円になったのかっていうところが、まだ町としてはわからないよということを言っているということでもいいんですかね。いろいろうちのほうは、結局この浸出水に有害物質を出すようなものは排出はしていないようですよね、これだとプラスチックですから。そういうところもきちんとその根拠を示してもらって、ということになると思うんですけど、そういう方向で理解していいんですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、担当。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

まず、この根拠が不明だということにつきましては、いま御指摘のとおりで、やはりどのような算定基準なのか。また我々のほうが出した廃棄物というのは、一般的に安定物質廃プラスチックだとか固形物であって、雨だとかそういうったものに変化が生じないようなもの。一般的には安定型最終処分場で受けれるような品目のほうを、この管理型最終処分場に入っております。この管理型最終処分場というのは、無害なばいじんだとかいろんなものが受け入れられるというようなところの特質がございまして、この保有水の問題、浸出液の問題というのが出てございます。そこら辺の割合だとか、その辺をはっきりしていく。何よりも保有水の問題、また浸出しているあの最終処分場から漏れ出して流れて下流域のほうに出ている。この水のほうの処理というものの分析の結果がいつ改善されて、そして最終処分場の廃止の基準、これを満たすことがいつまでにできるのかという

のが明らかになっていない。計画では平成 34 年とホームページ等には載っているんですが、現状的にはまだ難しいというふうには聞き及んではございますので、その辺をはっきりしてほしい、そういったところもひっくるめまして、町民の皆様への説明責任が果たせる根拠というのを明らかにしてもらいたいがために、少しお話をしていくというような内容でございます。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はいほかに。はい、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 私も 2 ページの（４）のところ、一番ちょっと気になったですけども。町が委託した業者が、処分施設、中間処理施設とか最終処分施設を有さない業者というようなことに委託してしまったというのはわかったんですけども、このときに、それでは有している業者は町、うちにはいたのか。あったのか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、担当。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをいたします。

町内に一般廃棄物処理施設を有する業者はございません。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 なかったということは逆に言って、こういっことはできなかったということなのか、その辺のところをもう一度。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、担当。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

まず外部搬出する町内で発生したごみは原則自区内処理ということで、大磯町内の一般廃棄物処理施設、大磯町美化センターになるんですが、こちらで処理するというのが原則になります。ただし、処理施設の能力だとか受け入れられない品目そういったものがございます。その場合は処理ができないので、大磯町内にはないんですけども、町外のところで一般廃棄物処理施設最終処分場という持っている民間業者は多数ございます。そういったところに、処理のほうをお願いする場合は、事前に前年にこういった品目をどのくらいの量、大磯町のほうから持っていくということで、その有している自治体と協議を行います。そして協議が整った段階で、法律に基づく事前の通知を差し上げて、それから、翌年度契約を結べるという段取りになってまいりますので、その当時の解釈といたしましては、先ほど申し上げました不燃性粗大ごみや鉄くずが主であったというような認識のもと、契約をしたのではないかというふうに推測をしておるところでございます。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 ちょっとよくわからないな。結果としてですよ、この業者だって、そういった処分施設の資格を有していないというのは、本人はわかってたの。その辺のところ後で確認したの。この業者田中だよ。これについてきちっとそういう資格はないということを認識していたのかどうか確認してるの。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。今回のこの田中に出しました平成10年11年の仕様書の方を拝見をさせていただきましたところを、この一般廃棄物の不燃性粗大ごみのほうの処理処分こちらのほうを適正に廃棄物処理法に基づく適正な処理施設のほうへ出して、それを後ほど報告するよというよな内容のものが記載がございましたので、田中のほうがこの中間処理また最終処分の埋立地を持っていないというふうに認識していたものというふうに認識を私は持っておりません。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 結果的に損害を賠償するという町がなるのは、これやむを得ないことかもしれませんけれども、その結果として、この委託した田中にも、きちっとその後の税金として損害を支払った結果として、その委託をした業者に対してもそれなりの損害賠償を町は求めるという考えを持ってるのか、持ってないのか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、担当。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

まず、これまで私どものほう、廃棄物法の認識が甘かった。当然第6条の2の委託基準、また、廃棄物処理法の施行令第4条、こちらのほうの事前通知等を行っていない、そういった落ち度等が町にあるものというふうに私は考えてございます。しかしながらいま、委員の御指摘をいただきました点につきまして、当然ながらやはり神奈川県の方も産業廃棄物の収集運搬許可業は神奈川県が出してございます。一般廃棄物の収集運搬業の許可は大磯町のほうで出してございます。そういったところもありますので、神奈川県に相談させていただいてございます。神奈川県の見解、また町の顧問の弁護士の先生の見解等を伺いながら、この津山圏域の司法判断これが出てまいりますので、その辺も絡めた中で何らかの対応をとらなければいけない事案があるならば、それは求めていきたいと考えてございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 あるならばじゃなくて、要は税金として町が損害賠償もし600万、いまここに想定されてますけど、そうした場合に、委託業者に対しても損害賠償は求めるのあたりまえでしょ。その辺のところ考えているんじゃないかってやるんだという認識はやっぱり持ってもらわないと、税金が何のために使われているんだってはっきりしないといけないんと思うますけれど、その辺のところもう一度聞かせてくださいよ。とんでもないよ、俺に言わせれば。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

まず廃棄物処理法の法解釈の中で、私どもが委託した受託者によって不適切な処分が行われた場合には、当該受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去、発生の防止のための措置、そういったものを講じる必要があるというふうに、はっきりと明記されてございます。今回キンキクリーンセンターのほう側がしっかりした管理をしなかったというふうなところが大きな問題となってございます。町のほうが田中秀男商店へ法解釈の認識の甘さから委託をしてしまって、それが入って行ってしまった。これはやはり問題だとは思ってはおりますが、町のほう側の仕様の内容だとか、そこら辺をやはり神奈川県からの指導を受けたり、また弁護士の先生の相談を受けて、そしてこの部分はやはり田中さんのほう側が守っていないねというようなところを明確化させた上で、何らかの対応を取りたいというふうに考えさせていただいておるのが現状でございまして、いまの段階でこれのこの部分がおかしいからだというふうなところまでは、まだすべてのほう把握してはございませんが、今後その辺につきましてもしっかりと、町民の皆様への説明責任の一つだというふうにも私思っておりますので、そこら辺をしっかりと答えられるように、また田中さんに対しても廃棄物処理法というのもよく理解してもらおうという意味合いでも、引き続きこの問題については整理してまいりたいとそのように考えさせていただいております。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、ほかにございますか。

渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 こっちのほうの書類で、4ページに平成9年に産業廃棄処分業の許可申請、更新を福井県がしているんですね。福井県はいつごろ気が付いたんですか、この無許可でやっていたのを。更新するときにはわかっていたのか。その辺のことはどうなっているんでしょう。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、担当。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えさせていただきます。

平成9年度の段階におきましては認知はしていないということでした。やはり11年ごろになります。やはり木の芽川の排出している流れ、出ているものの部分の排水の色がおかしいとかそういったところで、市民の方からお話を受けて水質測定等も行ってはいたそうなんです、大きな環境基準を上回るような水質のものが無かったということで、その段階では認識していなかった。そして管理型最終処分場でもありますので、管理型最終処分場の更新という手続きという段階においては、おそらくこの段階においては書類が整っていたこと、違法増設していたという認知がなかったことから許可の更新が行われたものと考えております。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 ちょっとわからないんですけど。このころは更新はしたとしても気が付いていなかったというふうな考えなのか、福井県は。福井県にも責任があるんじゃないですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えさせていただきます。

まず同じページの平成8年ころから平成12年にかけて無許可で処分場の増設を行うというふうに記載されております。なぜ平成8年頃というふうにわかったのかということですが、この管理型最終処分場と申しますのが、先ほど申しあげました無害であるばいじんだとか、色々なものを埋められる処分場でございます。そうしますと処分場の下側に二重の遮水シートブルーシートみたいな、すごく大きな水が地下水が入ってきたり出ていたりしないような遮水シートのほうを設けるんですが、この遮水シートの大量購入というのが平成8年ころに行われたというのが、あとの書類の審査の中でわかったということで、平成8年ころから無許可で処分場の増設を行ったのではないかとわかったということでございます。あくまで福井県のほうとしては平成11年ごろからおかしいというふうなところで気付いていったというふうなところでございまして、許可の更新の時期よりも後になってから認知したと聞いております。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 このブルーシートが遮水シートが破れて、そこから浸水するということは、もう前からそういうことは危険はいつも言われていました

よね。この管理型最終処分場のそういう危険な部分というのは認識されていたわけだから、そうすると11年ころ気が付いてこの2億5,400万円の代執行に係る経費の総額の中で、福井県は責任を取っているんですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、担当。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えさせていただきます。

まずこの遮水シート、ブルーシートみたいなものなんですが、遮水シートを大量に購入したと申しますのは、実は、この処分量の許可を得ている量の部分でございます。この埋め立て量が届け出の段階で、面積としては約1万7,000平米に対しまして最終の届出の容量が約9万平米でございました。しかしながらその後の調査をして、施設の搬入の停止等を行って調べたところ、約13倍の約120万立方米、約9万立方米のものが約120万立方米くらいまで約13倍ほどふえてしまった。これはやはり遮水シートのほうを購入して、そして無許可で増設をしてぺたぺた貼っていったのではないのかというような判断から行われていったというようなものでございます。この代執行の中の応急対策の部分、まず一般的な基本的な考え方にあるのが、産業廃棄物の量と一般廃棄物の量こちらのほうで按分をかけていこう、負担をみていこう。産業廃棄物の許可は福井県、一般廃棄物の方は敦賀市という分けになりまして、量としては産業廃棄物の方が約84万1,000トン、一般廃棄物が約35万4,000トンというような形で、7対3の割合で廃棄物の量が埋まっているのだらうというふうに算出しました。さらには許可の権者は一般廃棄物産業廃棄物ともに福井県でございますので、福井県のほう側の、この辺の平成9年に許可を更新しているだとか、その辺の部分もあるということで、割合が最終的に一産業廃棄物が8、一般廃棄物が2ということにかかりました費用を、ざっくりになるんですが、8対2で受け持っていくということになりますので、福井県の方も約8割ぐらいに費用の負担をしているというような状況でございます。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺議員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 応急対策も抜本対策も、そういう割合で福井県も負担しているといふことに。そして、この協定書なんですけれど、議会に報告して、これ議決案件でないの、ないですよ。ただ議会理解を得て協定書を理解されたら協定書を結ぶということなんですけれど、この協定書を結んじやったら、あたしたちは金額とかなんかが言えるんですか。そういう後々、協定書結んだ後のどういうことになるのか説明してください。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

まず協定書の大きな趣旨といたしましては、引き続きどのくらいかかるかちょっとまだ敦賀市の方もわからないということから、引き続き誠実にまず協議をして問題解決に一緒に取り組んでいきましょう、というような大きな趣旨で、この協定書のほうを結ばさせていただくというような形になります。資料説明の最後のほうで、今後はというところで、私申し上げさせていただきました。パワーポイント最後のページだったというふうに思っております。この中で当然ながら今後協定を結んだ後、敦賀市のほうとは誠実に協議を進めさせていただきます、その上で問題解決にかかっていく。その段階段階におきましては、当然大磯町議会のほうへ報告をさせていただいて、本委員会協議会のほうへ報告をさせていただく等いたしまして、その段階において、こういうような考え方で出てきておりますというのは明らかにしていきたいというふうに、私は考えさせていただいております。

ですので、その段階段階で御意見等をいただければというふうに考えております。その意見を持って大磯町の町民の皆様の代表であります議員の皆様のお意見も踏まえなければいけないと思っておりますので、そこら辺を踏まえて、この問題解決には取り組んでまいりたい。そのように考えさせていただいております。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 最後になりますけれども、この2ページの先ほどから言ってます2ページの本件との関係の(2)にですよね。その辺の田中秀男商店に委託をしたというこの頃の仕様書とかっていうのを見たというふうにおっしゃってるんだけど、こういう時の委託の方法というのはどういうふうにされていたんですか。入札とかそういうことでない。それで、一般的にこの田中秀男商店がこのごみを受け取って、どういう処分をして、なんかその福井のほうに持っていかなきゃいけないとか、そういうなんか流れ、ごみ処分の流れっていうのがあると思うんですけど、どういうふうになっていたのかわかったら説明してください。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はいどうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

この田中秀男商店、平成10年11年にかけて内容でございます。こちらのほうにつきましては、美化センターのほう側でダイオキシンの問題が起きまして、プラスチック類は焼却しない。それで不燃性粗大ごみのほうを保管をしていたというふうに聞いております。

しかしながらこの処理をいっていかなければいけないというようなところで、先ほど申し上げました法の解釈の甘さから、くず鉄が取れるというようなところで田中秀男商店にお願いをしたわけでございます。ではこの内容としては、町内でくず鉄のほうを大きくやれるところは田中秀男商店しかなかったということで、随意契約を結んだというような内容になってございます。その他資料のほうが無くて申し訳ありません、把握はしておりません。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 把握してない。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 把握してない、それしか。随意契約でやったということしか把握してない、そういうの残ってないということですか。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

いまもそうなんです、一般的に委託業務の保存期限を5年とさせていただきまして、その上で廃棄処分がされていたというようなところがございまして、すみません、把握はできておりません。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 そうすると町の責任としてそういうところに委託を出して処分、田中しかいなかったから出したとしても、その後の追跡っていうのをしなかったというのが、どっかにしなきゃいけなかったですよ。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

まず、この外部に出していくという委託を締結するにあたりましては、廃棄物処理法に基づく委託基準を満たさなければいけません。第6条の2委託をかける場合にはそれは、まず基本となります。その上で6条の2の付随から政令で定められているが、施行令第4条になります。その施行令第4条の中に細かくございまして、処理とか処分とかっていうのをまず決めていくというのがあります。それ以前に、まず委託をかける前に事前の協議をして事前通知をしなければならない、というような決め事もございます。こういった決め事を行いながら、発注をしていかなければならないとなってございます。今回の平成10年11年に結んだこの件につきましては、この辺ができていなかったというふうに私は判断しております。この廃棄物のほうの流れなんです、そうしますと、普通ですと、どこでどういう処理がなされて、最終的にどこで埋め立てられるというのが仕様の段階でわかります。今回の段階ではわからなかった。しかしながらこれは廃棄物を処理する上でこれは昔からそうなんです、神奈川県の方に1年間で大磯町はどんなごみを受け入れ、そし

でどういふふう処理をして、量はどれくらいやったのというものを報告をする実績報告という制度がございます。この実績報告の中には、この報告でキンキクリーンセンターへ田中秀男商店から出ているという記載がありますので、報告はおそらくあったというふうに思います。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、渡辺議員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 報告しようがないじゃないですか。やってたんですか。町はやってなかったんだけど県には報告していたってということですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ

○美化センター所長【押野祐二君】 すみません。ちょっと説明が分かりにくくて。一件一件の委託の内容ではなくて、可燃ごみから臨時で入ってきた粗大ごみ一般のごみまでも含めて、1年間でどれくらいの量を処理をしたのかというものを翌年度報告をしていきます。この際特に外部搬出をした場合は、どこに外部搬出をしたのかいうところまでを記載しなければならないというふうになってございます。このため10年11年の実績報告の中にキンキクリーンセンターというのが出ておりますので、この品目がここに出ていったというものが把握できているということで説明をいたしました。以上です。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 はい、わかりました。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、高橋委員。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 最初の資料の1ページに戻るんですが、代執行に係った経費を最終処分場の最終処分が完了するまで、福井県と福井県敦賀市排出団体等により負担をしていくものという条文があるんですが、このところが私もちょっと気になるんですが。やっぱりずっとこの脈々と数十年も続いてきた、ごみ量があそこに埋まっているとはいいいながら、たしか排出したトン数というのはわかるのかも知れませんが、やっぱり協定書を結ばないと、そういう支出がこれから出来ないのかどうか。もちろん排出事業者としての責任は分かりました。排出事業者としての責任を履行するために協定書を結ばなきゃいけないということもわかるんですけども、いままで代執行の中で経費の負担がありますね、18年4月ですか。これ一時的にやっていることですよ。これ真摯に協議をして向こうとの話し合いの中で、8万2,000円なりを払ったと、それは我々のもちろん大磯町の落ち度も認めながら、その経費を払ったということだと思っているんですね。ただ私が心配するのは協定書をしっかり交わしてしまうと、例えば今算定されている五百何万、六百何万がどんどんふえていく可能性にはならないのかどうかということをお心配し

ているんですが、そこら辺はどうですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

まずごみの量のほうは先ほど申し上げました実績報告の中から、キンキクリーンセンターの方へ406トン入っているというのは確定してございます。協定を締結し、そして費用負担、どこまでかかっていくのか。やはり廃棄物の受け入れは完了し、そして上側いまの現状といたしましては、処分場がオープンになっているのではなくて、遮水シートで蓋をしちやているような状態で、もう適正な完了が終わっている、受け入れが出来ない状態までは出来上がってございます。しかしながら、その中にある保有水の中、管理型最終処分場のつらいところなんです、有機物だとかそういったものが入っている。ばいじんも入っている、微量ながらもダイオキシンだとかヒ素だとか大腸菌類、そういったものが出ていたところから、対策工事がなされたというふうになってございます。この水処理の関係につきましては、最終処分場を廃止するにあたりましては、一般的な基準がございまして、この基準に基づいてこれを廃止していかなければならない。これが水処理の内容になります。この水処理が安定してほかの周辺に影響が出ないまでというふうになってございますので、先ほど来、34年が目標でありながら、わからないというふうになってございます。そうするとその経費がかかっていく。年度が重ねれば重ねるほど、この水処理施設の改修の費用というのも生まれてくるのではないのかという懸念もございまして、こういったところがはっきりしなければやはり出来ない、お支払いのほう難しいのではないのかというふうなことが、いままでの対応でございまして、今回協定を結ばさせていただきました、そして対応していくのは、やはりこれ20年近く前の話になって、今後まだ裁判の結果、また約半数の団体がお支払いしていない。うちのほうも説明責任が果たせないような内容のところをいくと、どのくらいの年数がかかるのがわからないので、やはり協定を結んで誠実にまず協議をしていきたいと思います、場を作りましょうというところがまず1点になります。そして費用面の心配でございまして、やはりやみくもに多くなるのでは、これは受け入れがたい部分だと思っております。ですので根拠。対策工事の部分についての費用は完了している。あとは水処理の関係のみになりますので、そこら辺がどのくらいになるのかというところと、今後どういう形で廃止をかけるのか、そして最終処分場がいまの状態ですとブルーシートがかかったような、先ほどモニターの中でも出ておりましたスクリーンのところで、前のほうのページになるんですが、平成16年全景という写真があった

かと思えます。この中央部分のところがいまちょうど段々になっているように見えるんですが、この部分にみんなブルーシートのような遮水シートが全部かかった状態になっちゃっています。そうするとこの後の跡地利用はどうするんだという問題も出てきますので、そういったところを正しくしていくというようなところからもはっきりしてもらった上でやる。それで費用がやみくもにどんどんふえていくことがないようにやはり協議をしなければならぬというふうには考えてはおりますが、まずは誠実に協定を結び対応していきたい。そこが趣旨でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、担当。

○産業環境部長【岩崎俊一君】 産業環境部・岩崎でございます。

今回の協定書につきましては、そもそも毎年のように敦賀市のほうから、大磯町にその費用を払ってくれという通知が毎年のように来てございました。それに対しまして、再三申し上げているように、大磯町は払わないというわけではなくて、皆さん議員さんを含めまして皆さんに御説明をする。いわゆる予算を取るにいたしましても、根拠とかがはっきりしていないので、それがはっきりしたらお支払いしますよというような答弁をずっとさせていただきました。今年度におきましても、そういうような回答をさせていただいたんですが、津山圏域の訴状が今回起きる前の前後なんですけれども、今回の津山さんにおきましても、支払う根拠、例えばいわゆる全体にごみに対するいくら支払うかっていうそれも含めて、裁判の中で争いましょうということになってございます。今回この協定書につきましては、一方的に敦賀さんが有利な要件じゃなくして、当然大磯町としてもこれを変に担保されて、向こうの言いなりにお金を払わされることも困りますので、当然今度は町の弁護士さんにも相談させていただきました。そうしたらば、今回の協定書につきましては、大磯町が誠意を持って対応するということの約束であって、金額をこの段階で決めてしましましょうという内容でないことも確認してございます。それと今回協定を結ばないで、うちがごね得で、いつの間にかそれが時効になってしまうことも防ぐための協定書と理解してございますので、とりあえずいまこの協定書を結ぶ趣旨についての御説明をさせていただきます。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、高橋委員。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 これに関する関係自治体ですか。これもすべて揃ってこの協定書を結ぶということで判断してよろしいでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、担当。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

この協定を結ぶというのは、あくまでもお支払いをしていない 31 団体中協議をして解決できるだろうというようなところの団体について結んでいく。それ以外の話合いをしても難しいところは提訴して裁判で争っていくという二分をかけていくというふうになっております。その詳細については、すみません把握してございません。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、高橋議員。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 協定書についてはわかりました。あとさつき吉川議長も言われていたんですが、やっぱり業者側の責任というんですか、許可権限がなく、例えば我々の業務内容もそうですが、色々な意味で許可権限というのがあるわけで、自分の許可を乗り越えて、やっぱり受託するというのは、非常に非常識極まりないと私は認識しているんで、この責任は責任として、もちろん搬出先の責任としてはしなくてはいけないですが、その後の件については厳重に検討していただきたいなあとそういうに要望します。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい誰、どうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野です。

やはり廃棄物処理法をしっかりと認識して、しっかりと神奈川県のご指導を受けながら対応して参りたいと思っております。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにはございますか。

はいどうぞ。

○総務建設常任委員会委員【玉虫志保実君】 すみません。確認なんですけれど。キンキククリーンセンターという会社がでてくるにあたって、それは田中秀男商店が見つめてきた会社なんですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はいどうぞ。

○美化センター所長【押野祐二君】 美化センター・押野お答えをさせていただきます。

田中秀男商店のほうで見つけてきた事業者となります。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、いいですか。

それではこれもちまして、質疑を終了いたします。

---

#### (4) その他

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 議題(4)「その他」として、委員から意

見等がなければ、これをもちまして総務建設常任委員会協議会を閉会いたしますがいかがでしょうか。ございませんか。

本日は御苦勞様でした。ありがとうございました。

(午後 2 時 49 分) 閉会

